

令和4年度 第2回幸田町総合教育会議 次第

日 時 令和4年11月8日(火)

午前9時から午前9時50分まで

場 所 幸田町役場4階 第3第4委員会室

1 町長挨拶

2 教育長挨拶

3 議題

(1) 町民プール建屋内湿度・外壁及び防水調査の結果について

(2) 小規模保育事業及び事業所内保育事業の施設開設について

令和4年度 第2回幸田町総合教育会議 名簿

○ 総合教育会議 構成員

職 名	氏 名	備 考
町長	成 瀬 敦	
教育委員会 教育長	池 田 和 博	
教育委員会 委員	立 花 千 加 子	教育長職務代理者
教育委員会 委員	伊 藤 秀 雄	
教育委員会 委員	壁 谷 昭 代	
教育委員会 委員	中 西 雅 俊	

○ 構成員以外の出席者及び事務局

職 名	氏 名	備 考
副町長	大 竹 広 行	
企画部長	成 瀬 千 恵 子	
企画政策課長	稲 熊 公 孝	
企画政策課主幹	柴 田 淳 一	政策グループ
企画政策課主査	服 部 紗 矢	政策グループ
住民こども部長	牧 野 宏 幸	
住民こども部次長兼こども課長	三 浦 正 義	
教育部長	吉 本 智 明	
学校教育課長	山 崎 二 朗	
学校指導担当課長	小 嶋 智 香	
学校教育課長補佐	近 藤 京 子	庶務グループ
教育部次長兼生涯学習課長	菅 沼 秀 浩	

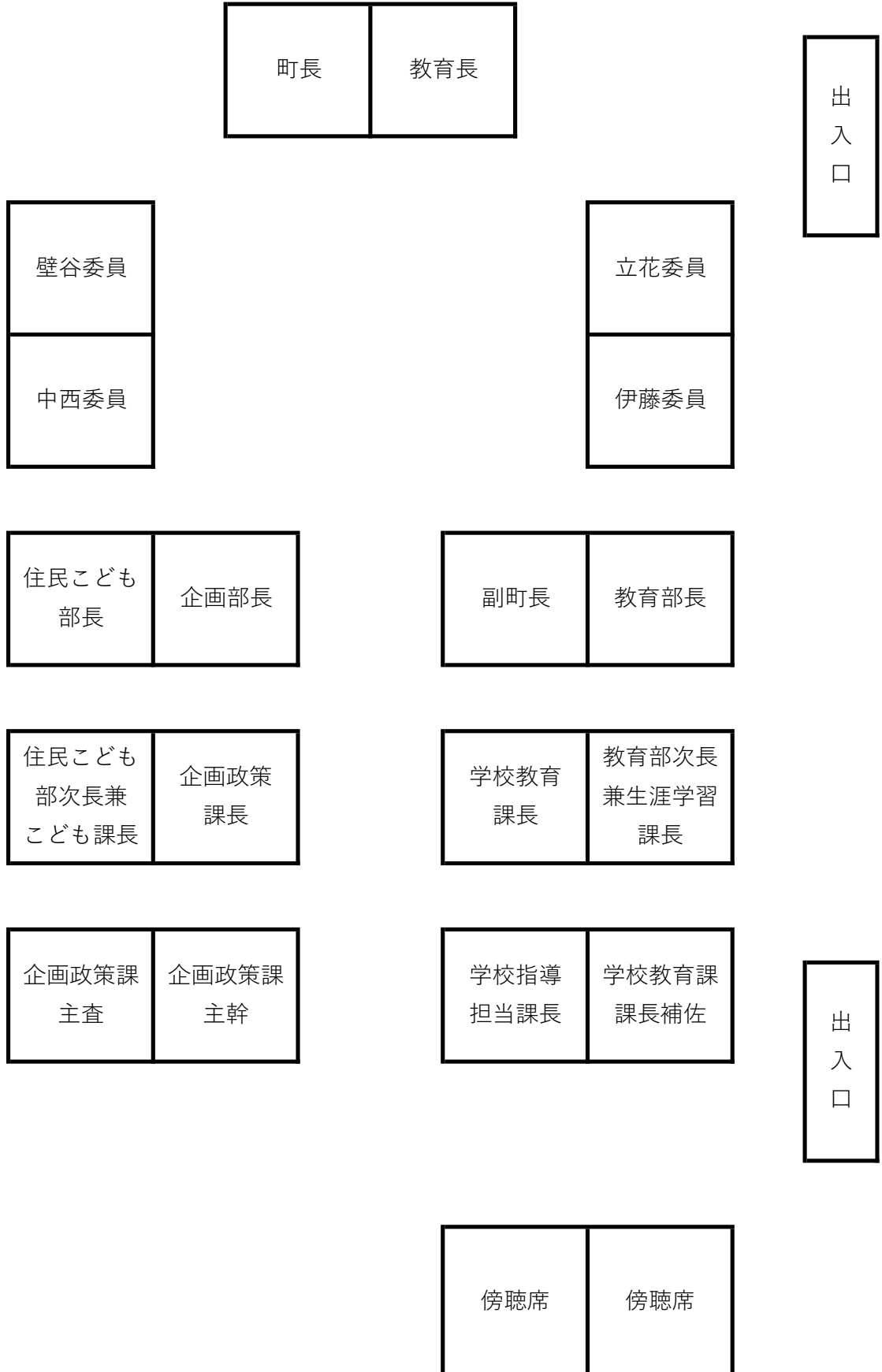
令和4年度 第2回幸田町総合教育会議 座席表

日時：令和4年11月8日（火）

午前9時から

場所：幸田町役場 4階

第3第4委員会室



町民プール建屋内湿度・外壁及び防水調査の結果について

教育委員会生涯学習課

1 本調査を実施するに至った経緯

幸田町民プールは、平成10年の開館から20年以上が経過し、令和2年度に実施した改修工事を実施する中で、建屋内天井裏に結露水あるいは漏水による不具合が確認されたため、これらの原因を明らかにするために、調査を実施しました。

2 調査概要

建屋内天井裏に発生した結露水などの原因を明らかにするために、建築的な側面及び設備的な側面からの調査を実施しました。建築では、外装材の劣化に伴う漏水の可能性のあることから外装材の劣化状況の調査を行い、また設備においては、建屋内の風量測定、気流測定及びエアバランスの確認を行いました。

- (1) 調査期間 令和4年2月から6月まで
- (2) 調査会社 (株)山下設計中部支社（元設計会社）

3 調査結果

- (1) 建築について 概算工事費：9,620万円（税込） 予定工期：6か月
 - ア 屋上部について、アルミ笠木取合のシーリングの劣化や、モルタル笠木にひび割れなどが見られ、漏水の原因となっている。
 - イ 外壁について、タイル面に欠損やひび割れが確認され、目地のシーリングには被着面からの剥離等の劣化が見られた。
 - ウ 室内については、湿気の影響から天井裏の鉄部の錆が著しいため、断熱材の吹付による改修が必要である。
- (2) 設備について 概算工事費：4,930万円（税込） 予定工期：10か月
 - ア エアハンドリングユニットと排風機について、エアバランスの不良により、2階天井裏や屋上機械室に高湿度の空気が流入しやすい状況となっている。
 - イ 屋上機械室に換気設備がなく、空気が滞留しやすい状況となっている。

4 スケジュール

- (1) 令和4年8月 実施設計業務発注
- (2) 令和4年12月 空調設備工事 債務負担行為
- (3) 令和5年1月 空調設備工事 入札
- (4) 令和5年4月 建築工事 入札・仮契約
- (5) 令和5年6月 建築工事 議決後、本契約
- (6) 令和5年9月 空調設備工事及び建築工事実施 ※休館はしない。
- (7) 令和5年11月下旬 工事完了予定

【調査結果】

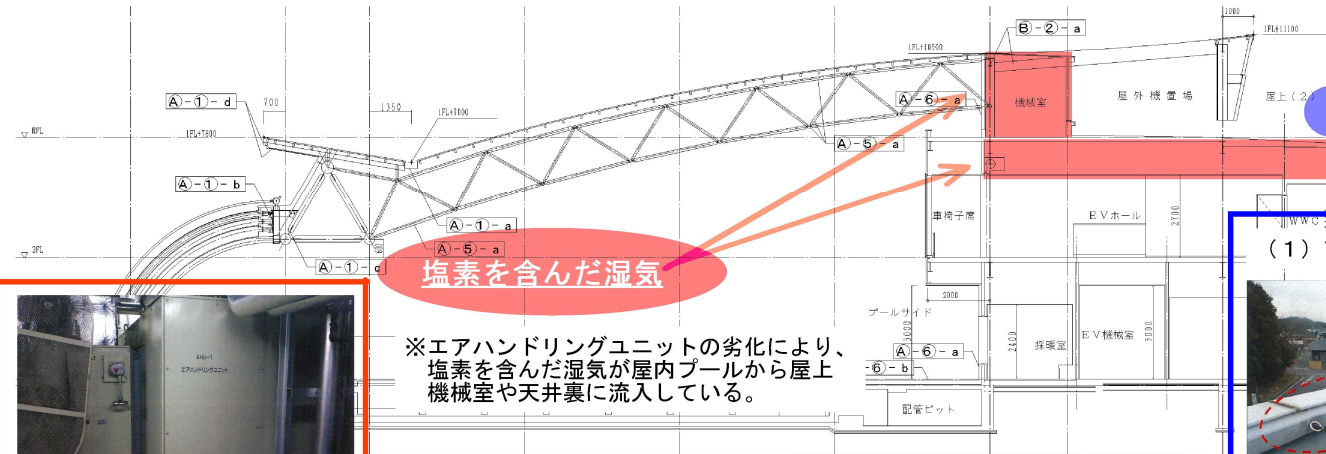
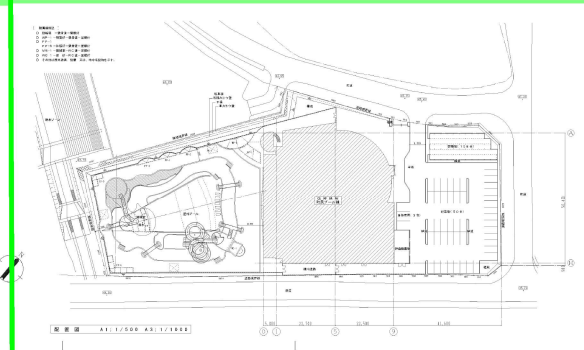
【配置図】

〈建築〉 外装材の劣化状況の調査

〈設備〉 建屋内の風量測定、気流測定及びエアバランスの確認

建築工事
概算金額：9,620万円（税込）
予定工期：6か月

空調設備工事
概算金額：4,930万円（税込）
予定工期：10か月



塩素を含んだ湿気

※エアハンドリングユニットの劣化により、塩素を含んだ湿気が屋内プールから屋上機械室や天井裏に流入している。



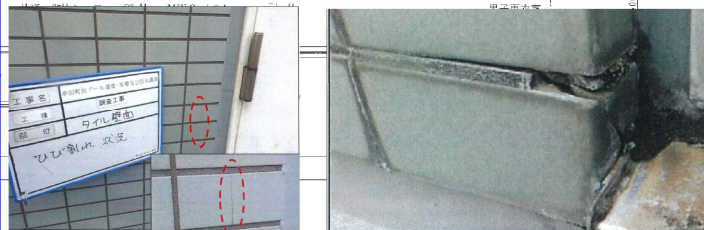
(2) ア：エアハンドリングユニット
屋内プールの空気を外部からの新鮮な空気と混ぜ、循環させる装置。
機器の経年劣化により、エアバランス不良をおこしている。

(1) ア：モルタル笠木のひび割れ



(2) イ：屋内プールから流入した湿気を含んだ空気が滞留

(1) イ：外壁タイルのひび割れ、欠損



(1) ウ：外部からの漏水及び湿気の影響による天井裏の錆



小規模保育事業及び事業所内保育事業の施設開設について

(1) 施設の概要「うさぎの丘保育園」

ア 設置者の概要

設置者名	代表者	設置者の所在地
一般社団法人 のぞみ会	代表理事 平野 達也	幸田町大字野場字井戸田 178

イ-1 施設の概要

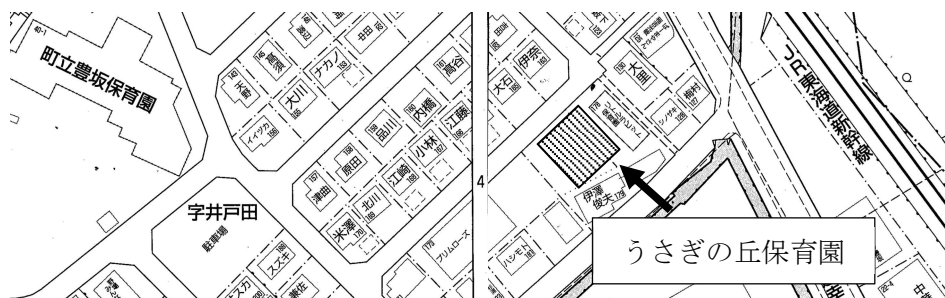
項目	申請内容	適合	主な認可基準
施設名	うさぎの丘保育園	—	
所在地	幸田町大字野場字井戸田 177	—	
種類	小規模保育事業 A型	○	保育従事者＝保育士
定員	0歳児：-人、1歳児：-人、 2歳児：19人 合計19人	○	0～2歳児：19人以下
職種	園長 1人 保育士 6人 調理員 1人 嘱託医 1人 事務員 1人	○	保育士（1人に限り保健師又は看護師可）その他保育に従事する職員として町長が行う研修を修了した者、嘱託医、調理員（調理業務が委託又は搬入の場合不要）
保育従事者数	保育士（常勤） 2人 保育士（非常勤） 7人 【非常勤の常勤換算】 非常勤7人→常勤2人分に換算 【常勤換算後の保育従事者数】 4人（2人+2人）	○	【基準】 ・0歳児 3人につき1人以上 ・1・2歳児 6人につき1人以上+1人 【必要人数】 0人+3.16人=3.1人以上※四捨五入 =3+1人→常勤4人
設備及び面積	構造 鉄骨造2階建 敷地面積 489.24㎡ 延床面積 187.42㎡ 乳児室及びほふく室 -㎡ 保育室 46.81㎡ 遊戯室 42.10㎡ 調理室 26.87㎡ 便所 9.92㎡ 屋外遊戯場 249.90㎡	○	【設備】 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所 ※保育室等を2階以上に設ける場合、「イ-2参照」 【面積】 乳児室及びほふく室 3.3㎡/人以上 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人以上 屋外遊戯場 3.3㎡/人（2歳以上） 【19人定員の必要面積】 乳児室及びほふく室 -㎡以上 保育室 37.62㎡以上 屋外遊戯場 62.7㎡以上
給食	自園調理	○	自園調理 ※連携施設等からの搬入可

連携施設	幸田町立保育園 8園	○	連携協力を行う保育所や幼稚園等を確保（5年の経過措置あり）
その他	(1)系列施設 リトルラビット保育園 →0・1歳児専用施設となり、2歳児はうさぎの丘へ移動する。 (2)うさぎの丘で一時預かりも実施予定		

イ-2 保育室等を2階以上に設ける場合の基準

項目	申請内容	適合	主な認可基準								
設備及び面積	耐火建築物 常用 屋内階段 避難用 屋外滑り台 転落防止設備 階段手すり	○	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>次の表の施設又は設備のうちいずれか一つ以上の施設又は設備が設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> </tbody> </table> <p>保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
階	区分	施設又は設備									
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段									
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段									

ウ 施設の位置



(2) 施設の概要「ハピネス保育園」

ア 設置者の概要

設置者名	代表者	設置者の所在地
株式会社 Happiness Holdings	代表取締役 中村 真也	幸田町大字大草字広野 7 8 番地 1

イ-1 施設の概要

項目	申請内容	適合	主な認可基準
施設名	ハピネス保育園	—	
所在地	幸田町大字大草字広野 7 6 番地 1	—	
種類	事業所内保育事業 A型	○	保育従事者＝保育士
定員	0歳児：3人、1歳児：8人、 2歳児：8人 合計19人	○	0～2歳児：19人以下
職種	園長 1人 保育士 9人 調理員 2人 嘱託医 1人	○	保育士（1人に限り保健師又は看護師可）その他保育に従事する職員として町長が行う研修を修了した者、嘱託医、調理員（調理業務が委託又は搬入の場合不要）
保育従事者数	保育士（常勤） 6人 保育士（非常勤） 3人 【非常勤の常勤換算】 常勤が充足しているため不要	○	【基準】 ・0歳児 3人につき1人以上 ・1・2歳児 6人につき1人以上+1人 【必要人数】 1人+2.66人=3.6人以上※四捨五入 =4+1人→常勤5人
設備及び面積	構造 鉄骨造2階建 敷地面積 1999.97㎡ 延床面積 1104.41㎡ 乳児室及びほふく室 11.30㎡ 保育室 73.58㎡ 調理室 11.21㎡ 便所 9.12㎡ 屋外遊戯場 61.18㎡	○	【設備】 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所 【面積】 乳児室及びほふく室 3.3㎡/人以上 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人以上 屋外遊戯場 3.3㎡/人（2歳以上） 【19人定員の必要面積】 乳児室及びほふく室 9.9㎡以上 保育室 31.68㎡以上 屋外遊戯場 26.4㎡以上
給食	自園調理	○	自園調理 ※連携施設等からの搬入可
連携施設	幸田町立保育園 8園	○	連携協力を行う保育所や幼稚園等を確保（5年の経過措置あり）

その他	同敷地内で実施する予定の児童発達支援の事業所の認可を進めている。	
-----	----------------------------------	--

ウ 施設の位置

